

砂川市選挙管理委員会告示第7号
令和4年4月1日

砂川市選挙管理委員会申請書等の押印の省略に関する規程を次のように定める。

砂川市選挙管理委員会委員長 信太英樹

(別紙)

砂川市選挙管理委員会申請書等の押印の省略に関する規程

砂川市選挙管理委員会に提出する申請書等への押印の省略に関しては、砂川市申請書等の押印の省略に関する規則（令和4年規則第10号）の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。